

資料 3 南相馬市地域防災計画修正案本文

総則・災害予防対策編 第 2 部第 2 章第 1 節第 1 (5 2 ページ)

■修正前

3 業務継続計画の作成

市（危機管理課・関係各課）は、大規模災害時において、災害対策業務及び重要な通常業務を継続して行うために、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 令和 5 年）等に基づき業務継続計画（BCP）を修正し、平常時から事業継続のための環境づくりを推進する。



■修正後

3 業務継続計画の作成・修正

市（危機管理課・関係各課）は、大規模災害時において、災害対策業務及び重要な通常業務を継続して行うために、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府 令和 5 年）等に基づき業務継続計画（BCP）を修正し、平常時からの業務継続のための環境づくりを推進する。

※資料 2 新旧対照表 南相馬市地域防災計画修正案についても同様の追加修正とする。
(以下、同じ)

総則・災害予防対策編 第 2 部第 2 章第 2 節第 3 (5 3 ページ)

■修正前

第 3 クラウドシステム等 ICT の導入に係る検討

市（デジタル推進課）は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。



■修正後 ※表題の修正

第 3 最新の情報通信関連技術の導入

市（デジタル推進課）は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

南相馬市地域防災計画修正案本文 追加修正

総則・災害予防対策編 第2部第3章第2節第1（70ページ）

■修正前

訓練項目は、概ね次のとおりである。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集

■修正後



訓練項目は、概ね次のとおりである。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、情報収集、意思決定

総則・災害予防対策編 第2部第3章第3節第2（72ページ）

■修正前

第2 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、設備の耐震化、各計画・マニュアルの作成、見直し等を継続的に実施し事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じた防災活動の実施に努める。

■修正後



第2 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・改善するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練、設備の耐震化、各計画・マニュアルの作成、見直し等を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の取組も通じて、防災活動の実施に努める。

一般災害対策編 防災行動計画（79～81ページ）

■修正後 ※表の欄外に以下の注記を追記する

注：各項目の〇〇（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

南相馬市地域防災計画修正案本文 追加修正

一般災害対策編 第1部第1章第1節第2（84～85ページ）

■修正前

4 職員の安全確保

「災害時職員行動マニュアル」に基づき、「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底する。
各所属長は、職員に対し「災害時職員行動マニュアル」の理解、遵守を徹底する。

■修正後



4 職員の安全確保

「災害時職員行動マニュアル」に基づき、「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底する。
災害発生時の参集は元より、帰宅時においても行動基準を遵守し、夜間等の移動のリスクが高い状況下においては、施設内での仮眠等の帰宅以外の選択肢を用意する。
また、職員の交代の時期や帰宅について、安全確保を第一に、慎重に判断する。
災害対応は、「職員の安全確保」を第一としながら、「適切な災害対応」と両立できるよう、十分に市民の理解と協力が得られるよう様々な機会を捉えて説明を尽くすものとする。
各所属長は、職員に対し「災害時職員行動マニュアル」の理解、遵守を徹底するとともに、各職員の安全確保を最優先とするとの認識の下、指示し、行動しなければならない。

一般災害対策編 第1部第1章第2節第3（86ページ）

■修正前

2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。
本庁舎が使用できない場合は、次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。

鹿島区役所、中央図書館、防災センター

■修正後



2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。
本庁舎が使用できない場合は、業務継続計画に規定する次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。

鹿島区役所、中央図書館、防災センター

南相馬市地域防災計画修正案本文 追加修正

一般災害対策編 第1部第6章第3節第1（121ページ）

■修正前

第1 一時滞在

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、道路の被害や公共交通機関が途絶し、市外への移動ができない通過者や観光客等（帰宅困難者）の状況を把握し、その状況に応じて、一時滞在施設を指定し受け入れる。

また、ホテル等の事業者に施設への受入れを要請する。



■修正後

第1 一時滞在

市（商工労政課・観光交流課・移住定住課）は、道路の被害や公共交通機関が途絶し、市外への移動ができない通過者や観光客等（帰宅困難者）の状況を把握し、その状況に応じて、一時滞在施設を指定し受け入れる。

また、ホテル等の事業者に施設への受入れを要請する。

なお、一時滞在施設を選定する際には、受入れ時の混乱を防ぐため可能な限り住民の避難場所とは分けるよう配慮する。

一般災害対策編 第1部第8章第2節第3（128ページ）

■修正前

第3 相馬地方広域水道企業団との連携

1 給水活動の要請

市（水道課）は、鹿島区において水の供給が停止したときは、相馬地方広域水道企業団に対し、給水活動の要請を行う。給水活動に当たっては、市と相馬地方広域水道企業団が情報共有を行い、連携を図る。



■修正後

第3 相馬地方広域水道企業団との連携

1 給水活動の要請

市（水道課）は、鹿島区において水の供給が停止したときは、相馬地方広域水道企業団に対し、給水活動の要請を行う。給水活動に当たっては、市と相馬地方広域水道企業団が情報共有を行い、連携を図る。

なお、市（水道課）と相馬地方広域水道企業団は、災害時相互応援協定の締結や緊急連絡管の整備について検討する。

南相馬市地域防災計画修正案本文 追加修正

地震災害対策編 防災行動計画（275～277ページ）

■修正後 ※表の欄外に以下の注記を追記する

注：各項目の〇〇（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。

原子力災害対策編 第2章第11節（358ページ）

■修正前

第11節 業務継続の取り組み

市（公有財産管理課・危機管理課）は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合に備えて、県の協力又は市独自の協定締結による代替施設の確保に努める。

なお、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえ、業務継続計画の策定及び改定を行う。



■修正後

第11節 業務継続の取り組み

市（公有財産管理課・危機管理課）は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合に備えて、県の協力又は市独自の協定締結による代替施設の確保に努める。

なお、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえ、業務継続計画の改定を行う。